

第3回渋川地区市町村合併協議会会議録

日 時 平成16年11月29日(月)
午後2時00分～3時51分
場 所 子持村公民館

渋川地区市町村合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員47名・参与4名）

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
会長		木暮 治一	渋川市長	出
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長	出
		小野 利治	小野上村長	出
		阿久津 貞司	子持村長	出
		永井 良一	赤城村長	出
		木村 榮一	北橘村長	出
委員	2号委員 (助役)	桑島 保男	渋川市助役	出
		村尾 隆史	伊香保町助役	出
		野村 哲男	小野上村助役	出
		信澤 明	子持村助役	出
		都丸 芳雄	赤城村助役	出
		塩谷 勝巳	北橘村助役	出
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長	出
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員	出
		新井 晟久	渋川市議会選出議員	出
		小池 春雄	伊香保町議会議長	欠
		中澤 広行	伊香保町議会選出議員	出
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員	欠
		平方 由衛	小野上村議会議長	出
		中沢 義美	小野上村議会選出議員	出
		角田 皇	小野上村議会選出議員	出
		埴田 彦一郎	子持村議会議長	出
		飯塚 貴美夫	子持村議会選出議員	出
		石倉 一夫	子持村議会選出議員	出
		角田 一民	赤城村議会議長	出
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員	出
狩野 富雄	赤城村議会選出議員	出		
狩野 義雄	北橘村議会議長	出		
南雲 鋭一	北橘村議会選出議員	出		
楯 信一	北橘村議会選出議員	出		

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
委員	4号委員 (学識経験者)	今成久男	渋川市自治会連合会会長	出
		町田久	渋川商工会議所会頭	出
		飯野照男	渋川市農業委員会会長	出
		高橋太郎	伊香保町商工会会長	出
		大澤歳男	伊香保町社会福祉協議会会長	出
		木暮敞治	小野上村商工会会長	出
		村上嶋男	小野上村農業委員会会長	出
		小野こと	小野上村レディースクラブ会長	出
		飯塚重雄	子持村自治会長連絡協議会会長	出
		石関吉幸	子持村商工会会長	出
		小澤一二	子持村農業委員会会長	出
		木暮政光	赤城村商工会会長	出
		兵藤吉弘	赤城村農業委員会会長	出
		池田洋一	赤城村区長会会長	出
		井野信一郎	北橘村区長会会長	出
		中村亮典	北橘村商工会会長	出
	小泉隆雄	北橘村農業委員会会長	出	
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜井芳樹	渋川地区医師会会長	出
		戸所隆	高崎経済大学地域政策学部教授	出
小野宇三郎		群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長	出	
参与		角田登	群馬県議会議員	欠
		大林喬任	群馬県議会議員	欠
		真下誠治	群馬県議会議員	出
		登坂建一	渋川行政事務所長	出
		亀井勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長	出
		三田善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長	出
監査 委員		阿久澤明	子持村監査委員	-
		田子玲子	赤城村監査委員	-

市町村合併担当課長等

市町村名	氏名	備考	出欠
渋川市	都丸博樹	企画課長	出
伊香保町	石坂實	合併対策課長	出
小野上村	平方敏治	企画観光課長	出
子持村	後藤光好	企画課長	出
赤城村	樺澤常雄	企画課長	出
北橋村	町田進	企画財政課長	出

事務局職員

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	吉原康之	出	第一調整G	萩原一夫	出
事務局次長	五十嵐研介	出		狩野雅弘	出
総務G	福島泰利	出		飯塚玄浩	欠
	寺島剛	出		土屋輝夫	出
	入内島光一	出	第二調整G	高橋喜太郎	出
計画G	藤岡孝広	出		灰田幸治	欠
	笹原浩	欠		生方新一	欠
	金井裕昭	出		矢島啓邦	欠
	須田茂之	出	推進G	立見俊幸	出
		田中和彦		欠	
		加藤修		欠	
		木村毅		欠	

傍聴人

区分	人数	備考
報道関係者	5社 5名	
一般	30名	
合計	35名	

2 会議に付した案件

報告事項

報告第8号 新市の議員の定数等に関する小委員会報告

報告第9号 新市名称候補選定小委員会報告

協議事項

議案第16号 協議項目5「議会の議員の任期及び定数の取扱いに関すること」

議案第17号 協議項目3「新市の名称に関すること」について

その他

今後のスケジュールについて

開 会（午後２時００分）

事務局次長（五十嵐研介君） 皆さん、大変お待たせいたしました。定刻少し前ですけれども、予定の方皆さんご出席となりましたので、ただいまから第３回渋川地区市町村合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） 皆さん、こんにちは。委員の皆様には、大変お忙しい中を第３回協議会にご出席賜りまして、まことにご苦労さまでございます。本日は、第３回の法定協議会ということで、協議方法につきましては大詰めを迎えることになりまして、議会の議員の任期及び定数の取り扱いに関すること及び新市の名称に関することの２件の議案を予定しております。この２点につきましては、それぞれ小委員会を設置いたしまして、ご審議をお願いしておりますので、それぞれの委員長から協議結果をご報告いただきまして、その取り扱いについてご協議をお願いすることにしております。この２件の協議が終了いたしますと、予定の２５の協議項目のすべてが終了することになりますことから、今後の日程等について正副会長会議でご協議をいただいた結果、後ほど事務局からご説明を申し上げますが、今年中に合併協定書への調印を行いまして、各市町村議会への合併関連議案を上程し、ご議決をいただいた上、合併特例法の期限内に県知事あて合併申請をすることで確認をされております。

このようなスケジュール的には大変押し迫った状況ではありますが、本日の案件につきましては新市にとって特に重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただきたくお願いを申し上げます。簡単でありますけれども、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして議事に入らせていただきますが、会議録作成上ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第１１条第２項の規定によりまして会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は４７人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数５０人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

まず最初に、会議録署名人であります。協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職にお願いすることとしておりますので、今回は伊香保町の村尾助役さんをお願いいたしましたので、今回は名簿順によりまして小野上村の野村助役さんをお願いしたいと思います。

それでは早速であります。議事に入らせていただきます。

報告第8号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告を議題といたします。

小委員会報告につきましては、小委員会の宮下委員長からご報告をお願いいたします。

報告第8号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告

委員（宮下 宏君） 渋川地区市町村合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、議会の議員の定数等に関する小委員会についてご報告いたします。

1、第1回小委員会協議結果。平成16年11月4日開催の第1回議会の議員の定数等に関する小委員会において、次のとおり委員長及び副委員長を選任いたしました。委員長、宮下宏であります。副委員長、飯塚重雄、子持村であります。

2、第2回小委員会協議結果であります。平成16年11月11日開催の第2回議会の議員の定数等に関する小委員会において、議会の議員の定数等について次のとおり全会一致で決定いたしました。

(1)、関係市町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

(2)、地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は、30人とする。

(3)、特例適用期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙の選挙区については、全市域を一つの選挙区とする。

(4)、議員報酬については、特例適用期間中は旧市町村それぞれの報酬額とし、特例適用期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については、新市において定める。

以上で報告を終わります。

議長（木暮治一君） 続きまして、事務局から説明をいたします。

事務局長（吉原康之君） それでは、私の方からは参考資料についてご説明申し上げます。

まず、5ページをごらんいただきたいと思います。5ページにつきましては、ただいま宮下委員長の方から報告をいたしました報告の内容に引用されております関係法令であります。冒頭にありますが市町村の合併の特例に関する法律で

ありまして、議会の議員の在任に関する特例に係る規定で第7条であります。1号であります、(1)というところではありますが、新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議会で定める期間、こういうふう定められておりまして、先ほど委員長の報告のとおりこの2年の範囲の中で1年という決定をいたしたわけであります。

それから、次に中ほどにあります地方自治法の抜粋であります、市町村議会の議員の定数に関する地方自治法の第91条であります。これについては、市町村の議会の議員の定数を定める規定でありまして、6号にあります人口5万以上10万未満の都市ということで30人以内というふう定められておりまして、先ほど報告にありましたようにこの規定によりまして30人といたしたわけあります。

それから、最後の公職選挙法の関連では、その第15条であります、地方公共団体の議会の議員の選挙区に係る定めであります。その6項であります、市町村は特に必要があるときはその議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができるという規定でありまして、先ほど報告のとおり選挙区を設けないこととしたという、そういうことあります。

次の7ページをごらんいただきたいと思えます。7ページは、報告第8号の参考資料ということでありまして、1の在任特例を適用した理由であります。まず、在任特例と定数特例の関係であります、在任特例を適用することについては、以下の理由により小委員会として全会一致で決定をしたということは、先ほど委員長の報告のとおりでありまして、内容であります、まず でありまして、合併後の地域住民の声の反映や施策の継続性の確保の必要から、現在の議員がそのまま在任することが適当である。 、在任特例の場合の多数の議員による議会運営上の問題については、議会での委員会の活用などにより対応が可能であり、むしろ合併協議に携わった現在の議員は、合併後全員が新市の行政運営の円滑な推進に責任を持つ必要がある。 でありまして、在任特例に関した在任期間や報酬についての批判につきましては、住民理解と合併効果へ配慮し、在任期間を1年間とし、報酬については現行どおりとすることにより、定数特例に比較して低廉となる。それから、 でありまして、前述の理由から在任特例の適用は不可避であるものの、在任特例の在任期間を1年とすることで定数特例に比較し、早期に理想的な姿であります原則体制に移行することができる。以上の理由により、先ほど委員長の報告にありました特例を適用した、こういうことあります。

次に、在任特例適用の内容であります、丸印であります、在任特例適用のイメージということで整理したものであります。先ほどの委員長の報告のとおり在任特例の在任期間を1年とし、特例適用後の選挙の際の定数は30人ということでありまして、イメージ図の下の方にありますが、まず合併後、平成18年2

月20日以降平成19年2月の19日までが1年間という在任期間であります。以降、平成19年2月の20日から平成23年の2月の19日まで地方自治法、先ほど申し上げました規定に基づきまして、30人により選挙を行い、4年間在任するというものでありまして、以降同様に推移していくということでもあります。

次に、在任特例と定数特例の報酬の比較であります。ここでは次に申し上げることを前提に比較をいたしております。まず、同じ条件で比較するために、在任特例の場合には小委員会の決定どおり在任期間1年間、その後定数は30人となるということでもありますので、この30人が3年間、合わせて4年間といたしました。また、定数特例につきましてはこれまでの小委員会、10回ほど行ったわけではありますが、その議論の中では、仮に定数特例を採用する場合には、地域の住民の声を反映させるため定数を44人から50人とする、こういったことが確認されておりました。こういったことでもありますので、この中の最も条件の厳しい定数44人とし、在任期間も4年間で同一にいたしました。このことを整理いたしましたものが図にあります 及び であります。結果は、記載の四角の中にありますように在任特例の場合が9億2,863万2,000円で、定数特例の場合が10億8,945万2,000円でありまして、その差は欄外に記載のとおり1億6,082万円であります。この地区の場合は、この結果によりまして、定数特例よりも在任特例を採用した方が報酬が少なくなるということでもあります。

それから、3の市町村の現況についてということで表で整理をいたしております、 の議員定数、 の任期、 の人口、こういって整理をいたしましたので、内容についてはごらんをいただくということで説明は省略をいたします。

次の9ページをごらんいただきたいと思っております。9ページにつきましては、報告第8号の参考資料でありまして、小委員会の名簿であります。これは、伊香保町と子持村におきまして議会議員の選挙がありました関係から、一応委員を新たに選任したということで改めてご報告するものでありまして、内容につきましてはごらんのとおりでありますので、よろしくお願いいたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたいします。

議長（木暮治一君） ただいま宮下委員長から議会の議員の定数等に関しまして全会一致で意見が集約されたことの報告と事務局からその理由等についての説明がなされました。

この件につきまして、後ほど議案として上程する予定となっておりますが、この時点におきましてご質問等ございましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでありますので、質疑を終結をいたします。

お聞き取りいただいたということで、次に報告第9号の新市名称候補選定小委

員会報告を議題といたします。

小委員会報告につきましては、小委員会の新井委員長から報告をお願いいたします。

委員長。

報告第9号 新市の名称候補選定小委員会報告

委員（新井晟久君） 新市の名称候補選定小委員会の報告を行います。

13ページをお願いいたします。渋川地区市町村合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、新市名称候補選定小委員会について次のとおり報告をいたします。

1、協議結果について。(1) 第1回小委員会、平成16年9月24日、内容、委員長及び副委員長の選任。(2) 第2回小委員会、平成16年11月4日、内容、新市名称候補第1次選定。(3) 第3回小委員会、平成16年11月12日、内容、新市名称候補第2次選定。

2、協議結果について。平成16年11月12日開催の第3回新市名称候補選定小委員会において、新市名称候補について協議の後、出席委員全員の投票により以下のとおり決定をいたしました。新市名称候補は、渋川市、中央市、赤城市、伊香保市とする。

以上でございます。

議長（木暮治一君） 続いて、事務局から説明をお願いをいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） それでは、別に配付をさせていただいております第3回渋川地区市町村合併協議会、報告第9号参考資料をごらんいただきたいと思います。まず、表紙をはぐっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの委員長の報告と重複する部分がありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、新市の名称候補一覧ということで整理を1ページはしたものであります。読み仮名であります。ここではそれぞれ先ほどの4候補を整理をいたしました選定理由等について、一覧表ということで整理をしたものであります。まず、その一つであります。渋川市については選定理由といたしまして、地域の中心であり、全国的にも地名度が高く、地理的イメージもしやすい名称であるということ。それから、次に中央市につきましては、地理的に群馬県の、また日本の中心であることにちなんだ名称である。それから、3番目の赤城市につきましては、全国的に知名度の高い赤城山にちなんだ名称である。それから、4番目の伊香保市につきましては、上毛の3名湯に数えられ、全国的知名度のある伊香保温泉に

ちなんだ名称であるということそれぞれ挙げております。

次に、2ページをお願いいたします。このページと次の3ページにつきましては、既に過去の協議会において決定をしていただきました、後ほど資料としてごらんいただきますが、選定の方法に基づきまして小委員会において選定いたしました第1次選定結果及び第2次選定結果を整理をいたしましたものであります。まず、ごらんをいただいております2ページの第1次選定結果であります。表の上に記載のとおり、先ほど委員長の報告にもありましたように11月の4日に開催をいたしまして、この日は2名の方が欠席をされ、出席委員は17人であり、規定のとおり1人3作品を投票いたしました。合計投票数は51票でありましたが、その結果以下の表のとおりでありました。選定方法では、1次選定で10作品程度を選定するとされておりましたが、小委員会の合意によりまして、投票された名称候補26作品すべてを2次選定の候補とする、こういったことで決定をしていただきました。この表の右側になりますが、26作品の小委員会における得票数と一般の方からの応募数をそれぞれ整理をいたしましたものでありまして、ごらんのとおりであります。

次に、3ページになりますが、ここでは第2次選定結果を整理をいたしてありまして、先ほどと同様に表の上に記載のとおり11月12日に開催をいたしました小委員会において、この日は1名の方が欠席をされ、出席委員は18人でありました。第2次選定では、先ほどの第1次選定の26作品から1人2作品を投票いたしました。合計投票数は36票でありました。この結果は、ごらんいただいている表のとおりでありました。選定の方法によると、第2次選定では3作品程度選定するとされておりましたので、3番目に多い投票数が3票で同数であったことから、先ほども委員長の報告にありましたとおり渋川市、中央市、赤城市、伊香保市の四つを新市の名称候補として選定をいたしました。先ほどと同様に表の右側になりますが、得票数と順位をそれぞれ整理をいたしてあります。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。このページから16ページにわたりまして、新市名称候補募集結果を整理をいたしてありまして、まず4ページにあります最初の4-1という表であります。ここでは応募総数を整理をいたしてあります。記載のとおり有効応募数1,944票、無効応募数67で、合計2,011票の応募数がありました。

次に、その下の4-2の応募方法別数であります。最も多かったのはごらんのとおり応募箱に応募をしていただいた方たちでありまして、1,110票でありました。

次の4-3の表であります。地域別応募者数でありまして、渋川市からのものが802で最も多く、以下赤城村の370、子持村の225、小野上村の150、北橋村の103、伊香保町の83と続きまして、県内からも112、県外からも99の

応募がありました。

最下段であります、4 4の年齢別応募者数では60歳以上が567票で最も多く、次いで50から59歳の方たちでありまして299票でありまして、他は記載のとおりでありました。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。4 5の票であります。この票につきましては、先ほど前ページで見ました4 3にあります地域別応募者数につきまして、それぞれ地域の応募者が新市の名称候補といたしましてどのような名称に応募しているか、得票の多い順に整理をいたしたものであります。それぞれ地域の5番ぐらゐまでを申し上げてみますと、まず左側の一番上の渋川市では、渋川市、それから平仮名のしづかわ市、みどり市、伊香保市、北群馬市の順でありました。次の小野上村では、渋川市、平仮名のしづかわ市、中央市、群馬市、真中市の順でありました。最下段の赤城村では、赤城市、平仮名のあかぎ市、中央市、渋川市、平仮名のしづかわ市の順でありました。右側の最上段になりますが、伊香保町では伊香保市、渋川市、上州市、北群馬市、中央市の順でありました。次の子持村では、渋川市、中央市、平仮名のしづかわ市、群馬中央市、長尾市の順でありました。次の北橘村では、中央市、渋川市、平仮名のしづかわ市、群馬中央市、上毛市の順でありました。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、5ページと同様に県内、県外からの応募者につきまして整理をいたしたものでありまして、上段左側の県内の状況を見ますと、渋川市、上毛市、赤城市の順でありました。それから、右側の県内の状況では、渋川市、平仮名のしづかわ市、伊香保市の順でありました。それから、下の県外、県内を合わせたものを見ますと、渋川市、伊香保市、それから平仮名のしづかわ市の順でありました。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。7ページからは、4 6ということで新市名称候補応募一覧表ということで整理をいたしたものでありまして、先ほど冒頭で申し上げました有効応募数1,944につきまして整理をいたしたものでありまして、種別でいいますと後ほどごらんいただきますように611種ありました。まず、1の渋川市につきましては508ということで、3けたの得票でありました。以下、ごらんいただいておりますように22番までが渋川、伊香保市であります、10という2けたの得票数でありました。それから、23以降、しばらく1けたの得票数が続きまして、次の8ページになりますが、8ページの117の湯川市というところが右側にありますが、そこまでが2という得票数でありまして、次の118の愛美市から9ページ、先ほど申し上げましたようにこれが16ページまで続くわけでありまして、16ページをごらんいただきたいと思いますが、16ページの611種、先ほど申し上げました611種以下すべて1票という、こういう状況でありました。

それから、次に17ページの5の参考であります、新市名称候補選定方法でありまして、これにつきましても既に説明をいたしておりますが、幾つか主要な点を申し上げますと、2の第2次選定というところの後段2行であります、選定された作品については、これは小委員会で選定された作品のことであります、選定された作品については、作品ごとに小委員会としての選定理由、委員からの附帯意見等をつけて協議会へ報告する、こういったことで先ほど小委員長から報告があったわけでありまして。

それから、3の最終選定であります、最終選定は協議会において小委員会の選考経過を踏まえ、第2次選定作品の中から協議により決定する、こういったことになっております。協議により決定が困難な場合は、正副会長を含む全委員の投票、1人1作品であります、投票により投票委員数の3分の2以上の得票を得た名称を新市の名称と決定する。ただし、投票委員数の3分の2以上の得票を得たものがない場合については、協議会の議を経て正副会長の協議により決定する、こういったことになっております。

次の18ページをごらんいただきたいと思っております。18ページにつきましては、ただいま申し上げました選定方法につきましてイメージ図化したものでありまして、このような手続を経まして先ほどの4候補をとりあえず絞り、本日協議会において検討をしていただく、こういうことでありまして。

次の19ページであります、新市名称候補募集要項でありまして、これにつきましても過去の協議会においてご議論いただき、決定をしていただいたものを改めて再掲したものであります。この中でもポイントを申し上げますと、注意事項ということで、 にありますように新市としてふさわしい名称で、以下のような意味、理由が明確な名称とさせていただきますということを挙げたわけでありまして、以下記載のとおり新市の地域が地理的にイメージできる名称、新市の地域の歴史や文化にちなんだ名称、新市への理想、願いにちなんだ名称ということで募集をいたしたわけでありまして。以下、 以下につきましては説明を省略をいたしまして、20ページをお願いしたいと思います。

20ページの選定の方法であります、先ほども申し上げましたように選定方法につきましては小委員会で3作品程度、実際には今回は4作品候補を決定したわけでありまして、選定をし、最終的に協議会で決定するということになっております。同一名称の応募数の多少は、選定、決定の参考にとどめますということになっております。

懸賞以下、記載のものにつきましては、説明を省略をいたします。

以上であります。よろしく願いをいたします。

議長（木暮治一君） ただいま新井委員長から小委員会の協議経過が報告され、また事務局から名称候補選定経過等についての説明がありました。

この件につきましては、後ほど議案として上程する予定としておりますけれども、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

委員（南雲鋭一君） 北橘村、南雲でございます。事務局と小委員会に1点ずつお聞きしたいと思ひまして、発言させていただきます。

まず、事務局への質問なんでございますけれども、これについては募集要項、その他も協議会にかけ、そして協議会だよりということで報告しましたんで、これについて今それを取り消せということではございません。ただ、経緯と申しますか、この地区におきます合併を進めるという問題については、平成14年の段階から渋川市長から関係市町村へ呼びかけがございまして、そして当初は8市町村で合併を進めていくと、こういうようなことの提案がされ、その後の経過の中で現在医療組合と申しますか、これをやっています6市町村で取り組もうと、こういう確認がされ、現在に至っていると、こういうふう考えているわけでございます。

私も、この関連については議員という立場でありましたんで、渋川市の市長、そして議会等の皆さんが名を捨てて実をとると申しまししょうか、やはり皆さんで対等な発言の場で討議を進めて新しいまちづくりを進めていくと、こういうふうな意を受けていたもんですから、実は募集要項の中に小さく旧市町村名と申しますか、現行の市町村名を使うというふうなことが遠慮がちに書かれていたと、こういうふうに見まして、やはり当初の合併を進めるという本旨に基づいて事務局として小さな字で書いたのかなと、そして文章としては応募数の大小にかかわらず小委員会の中で物を進めていくと、こういうふうを受けていたもんですから、なるほどということ、協議会に提案されました中身については理解したわけでございます。

その後、協議会だより、そして募集要項等が市町村民に配られた段階では、それが堂々と旧市町村名も使えるんだというふうな表現になったもんですから、事の経過と申しますと、当初対等合併で事を進めていくということであると、やはり名前の問題というのは関係住民に対しては大きなウエートを持つんであろうと、こういうふうなことから、ちょっと経過として私としては事務局等がまとめていただきました募集要項等に、そのとき、そのときに中身が変わってきたと、こういうふうなことがあったもんですから、私若干自分の気持ちとすると新しい名前がはっきり打ち出されるんじゃないだろうかというふうなことから、当初の物の考え方とこの新市名を募集するという経過の中には、大きな物の考え方の相違と申しますか、それらを示唆するようなものが流れていたのではないだろうかという感じがするもんですから、その点について事務局でそういう文章をまとめる過程に

において、そういうことがあったかどうかについて1点聞きたいと思っています。

それから、もう一点は小委員会の委員長にお聞きしたいわけですが、今申し上げましたように経過としてはそういう流れがある。そして、第1回、第2回、第3回と3回の委員会を持って事を進めてきたわけでございますけれども、私が申し上げたような中身を委員会の中でそれぞれの委員の方から出されて、最終的に投票という声になったのか、少なくとも助役という立場で出られた委員、そして議員という立場で出られた委員は、それぞれのこの合併の進め方等について、十分承知をしてきたそれぞれの人たちだというふうに思うわけでございますので、委員会の中でそれらのことが言葉として出されたのか、そしてその後において旧市町村名に関係する三つ、そしてまるきり新しい名が一つということの4作品になったのかどうか、その点についての経緯をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほど南雲委員の方から、募集要項につきまして事務局でと、こういうお話がありました。事務局で手を加えてどうかというのは全くこれはございませんので、これはほかの案件もすべてそうでありまして、幹事会、それからその下の専門部会、それから正副会長会議、それから本協議会のこの協議会におきましても、ただいまお示しをしてあります資料でご議決いただいたということでご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 新井委員長。

委員（新井晟久君） 新市名称小委員会におきまして、11月4日に第1次の選定の協議をいたしました。このときは611の市の名前が出ておりますので、この中から参考資料にありますように10作品程度、1人3作品の投票によって決めると、こういうことが選定方法の中にありますので、この選定方法にのっとりまして投票を行い、結果的には26の名称を一応第1次選定として決めたわけでございます。この投票に当たりまして、いろいろ意見が出ました。それぞれの立場でいろいろ意見が、先ほど南雲委員から言われたようなことも出たように記憶しておりますけれども、結果的にはこの選定方法に従って第1次選定をいたしました。第2次選定は、先ほど説明がありましたとおり11月の12日に協議によって決めると、協議が調わなかった場合には投票により行うということで、これもいろいろと協議を行い、結果的には協議が調わなかったということで、1人2作品ということでそれぞれ投票いたしまして、上位4候補、洪川市、中央市、赤城市、伊香保市と、こういうことで決定をいたしました。その投票までの間にはいろんな協議がございました。それは、それぞれのいろいろ立場、立場で協議はございましたけれども、結果的には協議が調わなかったということで投票によって決めたと、こういうことでございます。

以上です。

議長（木暮治一君） 南雲委員。

委員（南雲鋭一君） ご回答いただきました。今の事務局の方から、私事務局ということでお話ししましたものですから、大変失礼な言い方をしたなというふうに思います。事務局の皆さんがご努力をして文章表現、その他をしながら事務をまとめていただいているということは十分承知しております。ただ、先ほどしつこいようですけども、当初は括弧して米印で関係市町村名を使えるというふうな文章がありまして、そして募集要項の中には堂々とその括弧が外され、米印が外され文案として出てきたと、そういうような経過があり、ただ事の決定においては選定過程の中において、応募の大小にかかわらずということで委員が決めるということで表示されましたんで、私はそこで救われたなというふうに先ほど発言させていただきました。そのような意味で、事務局が勝手に文章を変えたということではなしに、会議を経る中で文章表現が変わってきたという過程の中において、何か示唆するものがあったかどうかということをお聞きしたいわけですので、これについてはそういう意味からしますと、会長に事務局という立場でなしに、幹事会等の中でそういうものの示唆があったかどうかということになるかと思えますので、それについて関係する方の中から発言が得られるならばよろしいですし、なければならないということで結構でございます。

以上です。

会長（木暮治一君） ただいま南雲委員から現在の市町村名を使えるという点についてのご質問でございます。この点につきましては、当協議会におきましてご決定をいただいた結果が、当然そういった形の中で募集要項の中に入れていただいたというふうに私も認識しておりまして、これを改ざんするとかしないとか、そういう問題ではございませんので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、ないようでありますので、この件につきましてはお聞き取りいただいたということで、次に次第の4、協議事項に入らせていただきます。

議案第16号 協議項目5「議会の議員の任期及び定数の取り扱いに関すること」についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第16号 「議会の議員の任期及び定数の取り扱いに関すること」

事務局長（吉原康之君） それでは、資料の15ページをごらんいただきたいと思
います。

議案第16号 協議項目5「議会の議員の任期及び定数の取り扱いに関するこ
と」について、次のとおり定めるものであります。先ほど報告の中にありました
ものと重複いたしますが、議案ということで改めて読み上げてみますと、議会の
議員の任期及び定数の取り扱い。1、関係市町村の議会の議員は、市町村の合併
の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き
新市の議会の議員として在任する。

2、地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は、30人
とする。

3、特例適用後、最初に行われる新市の議会議員の選挙の選挙区については、
全市域を一つの選挙区とする。

4、議員報酬については、特例適用期間中は旧市町村それぞれの報酬額とし、
特例適用後、最初に行われる新市の議会の議員の選挙以降の議員報酬については、
新市において定める。選挙区については、全市域を一つの選挙区とするとするも
のであります。

以上で議案の説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますよ
うお願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、説明が終わりましたので、議案第16号についま
してご質問等ございましたらお願いをいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質疑等ございませんようですので、質疑を終結をいたしま
す。

それでは、お諮りをいたします。議案第16号につきましては、原案のとおり
決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第16号は原案のとおり決定
されました。

次に、議案第17号 協議項目3「新市の名称に関すること」についてを議題
といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第17号 「新市の名称に関すること」について

事務局長（吉原康之君） それでは、17ページをごらんいただきたいと思いま
す。

議案第17号についてご説明を申し上げます。

協議項目3「新市の名称に関する事」につきまして、次のとおり提出するとするものであります。

新市の名称、新市の名称は下記の4候補の中から決定するものとして、新市の名称候補といたしまして、渋川市、中央市、赤城市、伊香保市であります。

以上で議案第17号の説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

新市の名称につきましては、ご協議をお願いすることになりますけれども、先ほど委員長報告並びに事務局の説明のとおり、公募による候補の中から小委員会での1次選定、2次選定の結果、四つの名称候補に絞られました。この4候補の中から新市名称を決定することになりますが、最終選定の手順につきましては先ほど事務局から説明されたとおりであります。望ましい形といたしましては、協議会での協議によって決定されることが好ましいものと考えております。名称の選定に当たりましては、募集要項にもありますように、この地域を地理的にイメージできる名称、この地域の歴史や文化にちなんだ名称、新市への理想や願いにちなんだ名称など、この地域全体をイメージするのにふさわしい名称となることが望まれております。小委員会が第2次選定の結果4候補に絞られていますが、それぞれの名称について議員の皆様のご意見なり支持する理由なりをご発言をお願いいたします。

南雲委員。

委員（南雲鋭一君） 事務局並びに小委員会に質問しましたのと同じ北橘村の南雲でございます。新市の名称について、先ほど質問の中でもお話ししましたように、当6市町村の合併が対等な立場で新しいまちをつくっていくんだという本来の目的、これについては今までの協議会、その他の中においても、十分それらの反映をしながら事を進めてきていると、こういうことの自覚は私自身もしているわけでございますけれども、先ほど言いましたようにできる限りこの地域、新しいまちをつくるんだからという意味からしますと、私自身の頭の中では任意協、そして法定協へ移ってくる過程においても、やはり名前というものが最終的に地域住民に対等合併であったと、こういうことの結果に大きく左右する問題であろうと、こういうふうに思うわけでございます。

そういうような意味から、できる限り新しい名前をと、こういうふうに思っておりますので、関係市町村に関する名前が3点、そして新しい名前が1点といえますか、赤城市というのは赤城村という関係、そして伊香保市というのは伊香保町、そして渋川市というのは渋川市との関連と、そういう意味でご理解願いた

と思いますけれども、そういうようなことから私自身としては先ほども言いましたように新しい市をみんなしてつくるんだというふうなことから考えますと、数は少ないにしてもやはりこの中における中央市という名前が、そういう今日まで進めてきた最終的な結果としてその名前を踏襲することが必要なんじゃないかな、一生懸命努力をしても最後の名前がまた関係する名前というふうに、具体的に言いますならば渋川市となった場合には、吸収じゃなかったんかいというような印象をイメージとして植えつける嫌いがあると、こういうようなことから、私としてはその4点の中にただ一つ新しい名称であります中央市という名前にすることがよしいんではないかなというふうに思いますので、私なりに中央市を推薦していきたいと思います。

以上です。

議長（木暮治一君） 町田委員。

委員（町田 久君） 渋川の町田と申します。私は、今回の合併が新設合併で編入合併ではないということでしたので、今新市の名称につきましても新しい名前ができればいいかなというふうにも考えておりまして、私個人も考えましたし、周りの者にも何かいい名称があれば応募したらどうかというふうに勧めたわけですが、残念ながらこれといった新しい名称は思いつくことはできませんでした。

先ほどの小委員会報告を見ましても、結果的には新市の市民皆様が納得できるような新しい名称はちょっと、今ほどの名称で新しい名称については、今回応募がなかったのかなというふうな感じを持っております。したがって、今回応募総数の面から見ましても、それから現実的に8万何千人かの新しい市の中で渋川市の市民の方が4万8,000、半分以上を占めているというような現実から考えますと、やはりこの際名称といたしましては渋川市を採用すべきではないかなというふうに考えております。もちろん赤城、あるいは伊香保の地名が出ておりますけれども、当然この地名としての名称、赤城町と伊香保温泉等々につきましても従来は名称がそのまま残るわけですので、そういった面でも町村のご理解を得られるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、一つ納税者の立場からの考え方なんですけれども、新しい市に名が変わることによりまして相当新市の名称の変更に伴う費用が発生するというふうにも聞いております。非常に財政的に厳しい状況の中で、これは新しい市ができれば新市の名称が変わるのは当たり前だということにはなるわけですが、現実的に渋川市としての名称が残りますと、少なくともその半数以上の費用はこの際削減できるんじゃないかなというふうに考えております。特に非常に財政的な厳しい面で1市1町4村が合併をして新しい自治体をつくるという中で、なるべくそういった面での経費の削減等を考えながら、それからなおかつ人口の中での

全体の少しでも多くの人たちのご理解が得られて、それからそういった地名としての歴史も感じられる地名を残していくということが使命じゃないかなというふうに考えておりました、渋川市を推薦したいと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（埴田彦一郎君） 子持村の埴田と申します。先ほどから南雲委員がおっしゃってありましたけれども、最初は渋川市の名前にはこだわらないから合併をしようじゃないかというようなお話だったわけですが、最後になってみると、その縫いぐるみを脱いでオオカミのような姿をあらわしたような気がいたします。我々渋川市以外の町村部につきましては、今町田議員がおっしゃったように渋川という名前を変えるということでお金がかかるから渋川でいいんだと、それは一方的なご意見だと思います。まず、新しい市をつくってこれから一緒にやっいていこうという限りにおいては、たとえそれが幾らかかろうとも、全く新しいスタートなわけですから、それは全部がその負担を負うべきだというぐあいに思います。したがって、新市の名称は旧市名を排除してそれに決めるべきだと思います。どうしても我々村部の人たちは、今になってみて少し違ったんじゃないかと、そういう気持ちがぬぐい去れません。それはどなたをとってみても同じだと思います。その点については、非常にまずかったかと、ここまで来てせっかくここまで皆さんが協議をしてきた中で、最後に来て方向が違うということは、まことに我々の意向とすると、この最後だから皆さんで意見を合わせて合併をすべきだというぐあいに思っております。ぜひともよろしく皆さん、お願いします。

議長（木暮治一君） 高橋委員。

委員（高橋太郎君） 伊香保町の4号委員の高橋でございます。非常に熱心な論議を聞いておりましたけれども、今我々は県内の各地の法定協まで移行した時点、あるいはその前の任意協の時点でいろいろもつれた場面を既に何回も学習しております。市名につきましては、私どもも伊香保というのは水上、草津、伊香保というのは3大温泉地というふうにかねて言われておりますけれども、最近では伊香保のイメージも大分落ってきてまして、名湯伊香保も水道水という週刊誌にすっぱ抜かれまして、しかし先ほど来ご発言のように、だれしも自分の村の町の名前に何の未練も感じないという人は一人もおらないと思います。しかしながら、現実には6市町村が合併するという方向になれば、全部そこへ並べるわけにはいかない。幸い関越道のインターチェンジの名前は、渋川市が協力してくれまして、伊香保渋川インターということであまりいいことなんですが、そっくり入れるわけにはいかない、これは周知の事実でございます。どうかひとつこのことを市名について本当に議論した上で、先ほど来小委員会の経過報告並びに重点項目について十分お聞きしましたけど、事務局や関係各委員さんが相当白熱したご議論の結果だろうというふうなことで、尊重したいと思っております。中央市もいいし、いろいろ

ご発言がありましたことを私は決して支持しないわけではございませんけれども、ここは冷静に判断して決めていくべきだと。できればいましばらく時間を置いてもいいんじゃないかなというふうに私個人としては考えております。

いずれにしても県内で起きた新市名の名前について次々に問題が起きている現状で、当該私ども法定協議会ではその愚は犯すべきでないというふうに思っております。したがって、具体的に申し上げますと、伊香保というのはかなりビッグネームであって、関西へ行って聞かれても伊香保って群馬だと言われるというふうに聞いておりますけれども、私は新市の名称は伊香保市でなくてもいいんではないかと。何人か代表的な伊香保町の、私も商工会長しておりますので、機会を見ては市名についてはどうかという、アンケートまではいきませんが、緩やかな質問をしてそのまま回答してくれというふうなことでやっていますけれども、たってこだわるとい意見もないようでございますので、私も町の代表として4号委員を務めておりますので、つけ加えておきます。

どうか冷静に、それぞれの委員の発言をけしからんということではなく、本当の知恵を出して決めていただきたいと、かように思っております。

終わります。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 会長にお聞きをいたします。

先ほど埴田委員の方からも話がありましたけれども、当初合併に対しては新市の名称に対しては渋川市の名称にはこだわらないと、こういうことで会長の方から話があったと。それが先ほども委員の方から話が出ました。こういうことで当初の市長の考え方と違ってきているんじゃないかと。衣の下によろいが出ていると、こういうような話がありました。その点についての市長の当初の、新市の名称にこだわらないというその市長の発言の真意をこの際お聞きをしておきたいと思えます。

会長（木暮治一君） 私が多分平成13年の上毛新聞に載せられた記事をもとにしてのご発言だと思っております。その当時私は、確かに渋川市の名称にはこだわらない、その地域に合った新しいすばらしい名前があればいいなというふうに申し上げたことを書かれております。しかしながら、その中には市民の代表として一つ渋川市という名前が残ってくればいいなということも書いてあると思えますので、ご確認をお願いしたいと思えます。本当にこの地域に皆さん方が一致団結した中ですばらしい名前が、地域に合った名前ができればいいな、そんな気持ちを込めての発言でありますけれども、最終的には市民の代表としての立場からも、やはり渋川市民の多くが望んでおる渋川市という名前も残ればいいなというふうにも私も話しているつもりでありますので、ご確認をお願いしたいと思えます。確かに私はそう言っております。ただ、だまし討ちだとか、そんな気持ちは

今持っておりませんから、その点をご確認をお願いしたいと思います。

それで、先ほど事務局から説明がありましたように、アンケートをとったという中でいろいろの結果から見ましても、渋川市というのは非常に多いわけであり、これは、渋川市民には全然渋川市と書けということは言うておりませんし、自然な流れの中で渋川市民は多く書いてくれたと思います。その中には、渋川市という候補に載っております漢字の市名と平仮名の市名と平仮名と漢字の入った市名と、三つを合わせるとかなりの数になると思うのです。それで、これが地域の6カ市町村の中でいきましたら、1位か2位の町村もあるわけであり、それから、それとともに一番大きなものはこの地域外の県内、また県外の多くの方から寄せられた中でも、やはり渋川市という地名が非常に多いということは説明があったと思います。私は会長でありますから、これを強調する気持ちはありませんけれども、そういったものを参考にさせていただいてご決定をいただければというふうに思っております。

ほかにございませんか。はい。

委員（宮下 宏君） 渋川の宮下ですが、先ほど議案16号でも私も委員長として発表させていただき、また認めていただきまして、大変ありがとうございます。この問題についても、視点は一つ、合併だけを見て協議をされたわけですが、その中で、4村が手を組みましたというような話も伺っております。それらを勘案しながら、定数特例、また特例を利用するかしないか、在任等々ありますが、その辺でも相当揺れ動いた発言、いろいろまとめ役として時には運転を誤るような、そんな気もあったわけであり、突然右にハンドルを切ってまた左に戻そうか、ブレーキをこの辺で踏まなきゃ、また登り詰めるときにもうちょっとアクセルを吹かせるような、そんな運転をして11回の会議を開かせてもらったわけであり、最後に、この名称と同じように投票でという声も最初からあったわけであり、合併、視点は一つでありますから、全会一致をお願いしたわけであり、その中で、皆さんに一つずつ諮りながら私の考え方を言って、全会一致でただいまお世話になった16号はまとまってきたわけであり、

これらを勘案して、私は渋川ですから、どうしても渋川という感じではありませんが、ひとつ合併を基本に、ここまで来たんですから、またここまで来る時間に先ほど伊香保の高橋さんの方からも話がありましたように、いろんなマスコミ等々で新聞、テレビでも十分に勉強は皆さんがしてきたはずでございます。先ほどの合併の名称については、新井委員長からも報告があり、事務局からも説明がありましたように、名称については1,944の中で508が渋川であります。また、漢字と平仮名を合わせた数字はすぐ私も頭には出ませんが、相当数に上るわけであり、また、各地域の例えば渋川、小野上さん、子持さんについては渋川が1位、伊香保さん、北橋さんは第2位と、赤城さんについては第4位が渋川市

であります。これらを勘案しながらも今後まだまだ協議を重ねていただき、ぜひ納得のいく名称をお願いをしたいわけであります。

今まで合併が最後でつぶれているのは、先ほどから申し上げるように三位一体ではありませんが、16号議案については3点セットで私も全会一致をお願いをしてきておるわけであります。名称についても、ぜひ全会一致をお願いを申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（木暮治一君） はい。

委員（岩崎幸代君） 赤城の岩崎と申します。先ほどからるる皆さんそれぞれご意見が出ております。本当に名称というのは難しい。私も新市の名称の小委員会に携わってきておりました。今応募総数それぞれの数からいえば、当然渋川市民の人口は多い、当然でございます。それを数の力で押すかどうかということになると、これそれぞれ問題が出てくるかなど。先ほどからいろいろ議論が出ておりますが、新しいまちを、新しい市をつくるんだというようなことを考えますと、やはり先ほど子持の埴田さんが言ったようなことを加味しながら、それぞれがもっと真剣にやって、自分の現存する町村の名前を出さないというようなことが合併任意協議会の最初のころは流れた節もあるやに思います。そういう中で、それがこういう現存する市の名前、町村の名前もいいんですよというようなことに決まったわけなんですけど、ぜひどうぞ皆さん、数の力というようなことだけは避けて、皆さんでよく協議しながら新市の名前を決めていただければありがたいと、そう思います。

以上です。

議長（木暮治一君） いろいろの面から数の力でということでは考えておりませんし、そういった今宮下議長も全体の協議の中でやりたいという、立場は違うと思うんですけど、考え方は違うと思うんですけど、そういった意味合いにおいてできるだけ全員の協議の中で納得いくような方法で決めていただくことが、この合併の一つの大きな道筋じゃないかなと思っておりますので、ほかにございませんか。

戸所委員。

委員（戸所 隆君） 高崎経済大学の戸所と申します。私もこの名称の小委員会のメンバーでありまして、そのときにも申し上げましたし、今皆様方のご発言をお聞きしてしまして、私なりの見解を5号委員という立場、それともう一つは恐らくこの委員会の中で私がこの地域外の唯一の人間だと思っておりますので、その立場からお話しさせていただきたいと思っております。また、同時に私が専門としておりますのが地理学という分野でございまして、この地理学の中に地名学というものがあります。私は、最初にはっきり申し上げさせていただきますと、地理学をやっている

ますけど、地名学に関しての専門家であります。ただ、あくまでも地名についても講義をしたりするという、完全な専門でないですけど、そういう立場にいる、そういう者であります。

そういう中で、この地名というものを考えたときに、地名は基本的に無形文化財であるということ、これをまず第1にお考えいただきたいと思います。人々の心にとどまる、そういうものであると。その点からいいますと、それぞれの地域の皆さんがそれぞれの地域の名前にこだわったり、あるいは新しい共通の名前にするという、これは非常に意味があることだと思っております。そういう中で、この四つに絞られたということ、これを前提としてお話しさせていただきますが、私はこの順でいいますと渋川市、赤城市、伊香保市というこの三つの名前、これはそれぞれ歴史もいろんなこの地域の人たちの心に響くものとしてありますので、地域の皆様方がこれという形で協議の上決まるのであるならば、特段に文句と申しますか、意見を差し挟む気持ちはございません。

ただ、最後に申し上げたいと思いますけど、この状況の中からいえばこれがいいということは私の考えとして申し上げさせていただきますが、今の三つに関しては皆様方が地域の方がご議論いただいて決めたのであるなら、私が思うものと違って仕方がないだろうと。ただ、中央市に関しましては、これはいかがなものかということを感じております。と申しますのは、地理学をやっている人間からこの中央市というものをつけたとき、全国的にどういう反響を呼ぶだろうかと、これを考えていただきたいと思います。一体何を考えているんかということ在全国的には恐らく言われるだろうと、恐らくマスコミからもたたかれるであろうと、これは群馬県のマスコミというよりは全国的に問題にされるだろうと。

それは何かというと、中央って何かという非常に難しい、これは個性がないということなんですね。四国に四国中央市というのができました。これも地理学の方からいうと、非常に問題にされているということがあります。やはり個性のないと申しますか、それは皆さんの六つのどこにも関係ないという点においては意味があるのかもしれませんが、そういう意味でやっぱり問題がある。例えば政令市ができたときに、その中心を例えば神戸市中央区だとか大阪市中央区だとか東京都中央区、これは東京というところの中心だという意味で、これは地域を特定するという、ある面で意味があるわけですが、しかしこの日本の中において中央市というのは、これは確かに真ん中、へそ、そういうあれはあるかもしれないけども、非常に難しいものを持つだろうということを感じます。これは、私自身この委員会に私の立場で出ている限り、これは断固として申し上げなきゃならないと思っております。

それから、赤城市につきまして、これは全国的に有名な山の名前であり、確かにいい名前だと思いますが、これをつけたときに地理的に見たときにどうい

う状況が出てくるだろうという、実は赤城という名前はかなり広く使われているわけです。例えば赤城駅というのが大間々の方にあると、それから赤城村という形であるならばあそこだという形で、ほかのところの方も納得というんでありますが、赤城市となるとこれは赤城に関するところというのはかなり広く関係しているわけです。他方で今回のエリアの場合には榛名のエリアも含まれてくるということで、そのあたりをどう考えるかということが、これは地理的に見たときに一つの考え方として出てくるかと思えます。これは、しかし皆さんがどうお考えいただくか。

それから、伊香保市という名前でありまして、これも全国的に確かに有名であります。ただ、やっぱりかなり特定な場所ということがあるのと、もう一つは一般的に有名な温泉があるところというのは、これは伊香保の方がどうしてもということであるならば、私はあえて口を挟むつもりもないんですけども、例えば豊岡市になる城崎というところがあります。城崎温泉というところがあります。この城崎温泉は、豊岡の周辺ですね、北但馬のエリアで合併する協議会をやったときに、実はそのところでいろいろな意見がありました。多くの地元の方たちの中に城崎市にしてほしいと、全国的な名前だからということでしたんですが、城崎温泉のある城崎町は断固として反対したんです。なぜかといったら、やっと自分たちでこの町をつくってきた、城崎というのはここだけなのに、広い地域が城崎になったらどこが城崎温泉だかわからなくなってしまふ、かえって損だということなんですね。このエリアを考えましても、私も京都で30年生活していましたが、やっぱりこの温泉名というのはどこだと、松山においては道後とか、福島においては東山とか、やっぱりそれのあった方が特定して行けるんですね。その方が温泉街としては得だろうなというのは、私なりに今まで研究してきたものです。もしここで伊香保市となりますと、随分温泉がそこらじゅうに出ていますから、みんな伊香保温泉になるということになりますので、この辺いかなのかなということも感じます。

それから、先ほどから出ていますように第三者という形で結果を見たときには、一番多く渋川という、これは平仮名まで含めてみるとかなりの数になってくるんですね。特に県内、県外ですね、このエリア以外のところの人たちがどう認識しているのかということを見ても、やっぱり特定するときはこの範囲でこの四つということで見ると、このあたりが収れんされているのかなということがあります。

数の論理という言葉で言われましたけども、これは人口に対して応募数の割合を考えてみていただきますと、決して渋川市のこの人口に関していいますとパーセンテージ高くないんですね。そういう面で、押しなべてどこからも出ている名前ということ、これは子持にしましても渋川が一番多く出ているとか、そういう形で、いずれにしろいろいろな全体を見たときに、渋川というものが強く出てき

ているということを考えたときに、やっぱり民意というのがこのあたりに収れんされてきているんじゃないかということは第三者として感じております。皆様方の参考になるかどうかであります。

それから、先ほど数の論理というのが言われましたけれども、それから新設合併だから云々ということがありましたけど、私自身は一貫して新設合併論者でいろいろお話ししてきております。新設合併だからといって、名前を全く違うものに変えなきゃならないということではないと思います。これは同格の、要するに上下関係なく話し合っ、そして決めていくなればそれでいいのではないかと。それから、議員報酬、議員定数に関しましても、これはいろいろ先ほど宮下委員長からお話がありましたが、まさにいろいろ議論した中で決して私第三者で見ていて、渋川市の考え方をごり押ししたんでなく、むしろそうじゃないというふうに感じております。かなり渋川は引いているというふうに思っております。

そういう点考えましたら、やはり皆さんが十分協議され、いつも時間かけろという意味じゃなくて、協議され、そしてあるべきところに収れんする、それをぜひやっていただき、群馬県内でも渋川はやっぱりすごいと思われるような、そういう合併をしていただけたらなというふうに念じております。

以上です。

委員（石倉一夫君） 子持村の石倉です。今先生のお話をお聞きしましたけれど、先生のお話もわかんないこともないんですけど、いろいろ小委員会で十分回を重ねて四つの新市の候補を決めたわけですね。ですから、その中の一つをこれはなじめないということじゃなくて、やはりここまで来たからにはその四つの絞られた件について、私は十分論議をして一つの名称にするというのが妥当だと思うんです。ここまで来ていろいろの意見をお聞きしますと、きょうこの段階で新しい市に一本に絞るというのはちょっと問題だと思うんです。先ほど渋川の宮下議長さんからも話がありましたように、やはりここは十分皆さんがきょうだけに限ったことじゃなくて、十分論議を重ねて、後で問題が起きないような新しい市に皆さんが同意できるような名称に私は決めてもらいたいと思うんです。私は、この今までの委員会の皆さんが真剣に検討を重ねて四つに絞ったという点も、これは無視できないと思うんです。ですから、その点を十分考慮しながら、きょうはこの席で最終的には投票という選択肢があると思いますけれど、ここで投票して一本に絞るにはちょっと難しいと思うんです。ですから、私はきょうはここで結論出さずに、先を長く持っていくということじゃなくても早急に決めることには当然ですけど、きょうの段階では一本に絞るということはちょっと問題があると思うので、私はきょうこの席でなくて、もう一度この委員さんが全員で十分論議を重ねて選定するのがいいと思います。

以上です。

議長（木暮治一君） はい。

委員（戸所 隆君） 高崎経済大学、戸所です。今私の発言に関して、何か特定なところを排除して云々という発言がありましたけれども、私は四つに絞られたことを尊重した上で、ここにその中から選ぶための考え方として私の意見を述べたんでありまして、これ全く同格でいつまでもやっているのがいいのかどうか、これは私はこう思うということは言うてはならないということになれば、この協議会というのはおかしくなると思います。したがって、やはり私は今のこの四つに絞られた中では、私の意見として中央市というのはいかがなものかと申し上げましたし、そのほかのところは皆さんがお決めになるときに、私については意見を挟むというのはしたくないけれども、でも私の意見としては全体見てくれば、こういうふうに市民及び県外、県内の人たちがこういうふうに見たとするならば、こういうふうに見るのが妥当じゃないかなという意見を申し上げたまででありまして、私の発言が問題があるんだとするならば、これはやはり協議会としてどうなのか考えていただきたいと思います。

議長（木暮治一君） 桜井委員。

委員（桜井芳樹君） 小委員会で四つに絞られたものを協議会に出して、ここで何をするのかといえば、ここで協議をしてどれがいいかというのを決めるわけですから、各委員が私はこの名前がいいという理由を述べて意見をどんどん出してもらう、意見を闘わせて最終的には投票でも全会一致でもいいですが、そういう形で決めるというのが手続なんで、その過程でいや、この名前はこういう理由でこれはだめだろうということはあっても十分いいと思うんです。それでなくちゃ議論にならないと思うんです。

私自身とすれば、新しい市の名前、いい名前があれば別に既存の市町村の名前にこだわる必要はももちろんないはずと思っていたんですが、実際この応募したのを見て、1票のところから100票以上のところまで見てもぴんと響く名前ないんですね、実は。やっぱりこれは既存の市町村の名前を使うのが一番いいんじゃないかというふうに思います。

そうしますと、それは赤城も伊香保も非常に魅力あると私は常々思っていたんですけども、いろんな理由でまず一番大きな理由は、やっぱり応募してくれた人たちの中身を見る必要があると思うんです。渋川市の中身はさておいて、多いのに決まっているわけですから、それ以外のところを見ても、渋川市、漢字と平仮名入ると半分ぐらいのところ住民が渋川市がいいと言っているわけです。これを無視することはできないと思うんです。この考えを大切にしないと、やっぱり地域の人たちの気持ちを十分酌むことができないというふうに思います。そういう点で、やっぱり渋川市にするしかないんじゃないかなというふうに思います。

それと、先ほどの宮下委員がおっしゃいましたが、議員の定数を決めるということに関しては、渋川市の議会の考え方を引っ込めてといいますか、大幅に譲ってほかの人たちのところの顔を立てて、そちらに泣く泣く全会一致という形で譲歩したんだから、ここはひとつ譲歩してくれよと言いたかったと思うんで、本人言えなかったから私かわりに言うんですけども、そういうことでやっぱり何を考えるかといえやっぱり直接的に名前を応募してくれた人たち、その人たちの各地域の住民、どの名前がどれだけ出たということを考えるしかないと思うんです。ほかにいい方法はないと思います。ですから、そこでやっぱり数の多いところを協議して決めていくということにならざるを得ないんじゃないですか。そういうことで、決をとる前にどんどん各委員の方がどの名前がいい、どの名前はだめだということを出して議論していくということをしていただきたいと思いません。

以上です。

議長（木暮治一君） いろいろとご意見をいただきます。これは、やはり私も今のご意見のように投票で決着するんでなくて、全体の意見の一致を見るような形で皆さん方がいろいろなご意見を出していただきたい、その気持ちでお願いしているわけでありまして、どの名前がいいとか、そういうことはそれぞれの方のご意見でありますから、それは当然意見として述べていただくことがよいことだというふうに思っております。

ほかにございませんか。はい。

委員（小野宇三郎君） 5号委員の小野でございます。私もこの名称のスタートのとき、全く新しい名前を期待していたわけでございます。しかし、小委員会の方々が非常に努力して四つに絞ってきたということで、こう見ますと最終的には手続上この四つから当然決めていくべきだということでございます。そうした中で、今戸所先生の方からもありましたように、一つだけ中央市というのだけ別格のわけですが、これは一つは私も戸所先生と同じ意見であります。それから、そのほか募集要項にもありますように地域のイメージ、あるいは私も仕事の関係ありますが、歴史と文化の関係、あるいは理想の願いを込めたというものに果たして合致しているかどうかということになりますと、ちょっと疑問があるなという気がしております。

それともう一つ、既存の名前について三つ挙がっているわけですが、私どれでも既存の名前でもいいかと思えますけども、一つはどう名前がつこうと、合併した後の住民がフレッシュな気持ちで新しい気分になるということが非常に大事だろうというぐあいには思っています。それには一つは、例えば渋川市なり、あるいは赤城市なりなった場合でも、気持ちを一つにするということが非常に重要だろうということが言えるんじゃないかなという気がします。

それともう一つ、全国的な地名度と申しますと、例えば渋川市がどれだけ全国的に知名度があるかどうかというのはちょっとありますけども、それにしても今までこれだけ長年培ってきた名前です。その面では全く新しい名前よりも本当にいい適切なこの地域の人たちが支えられる名前がないとしたら、既存の名前でも今までの全国的に売った実績というものがあるだろうということでございますので、その面でも既存の名前の有利さといえますか、そういうものも生かしていいんだろうというぐあいに思っています。

先ほど申し上げましたように、何せ例えば渋川市にしても、今までの渋川市じゃなくて新生渋川市です。そういう名称のつもりで住民が取り組むことが、むしろ必要であるというぐあいに思っております。手続上は、やはりここで十分議論して、私も議会の方の小委員会にいましたが、時間が非常に限られておりますが、その中でもやっぱり議論して決めていくべきだというぐあいに思っております。

以上です。

議長(木暮治一君) 少し頭を休めていただくように休憩をいたしたいと思えます。

休 憩

議長(木暮治一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

そのほかご意見のある方お願いをいたします。

角田委員。

委員(角田一民君) 赤城の角田であります。休憩前は大変過激な発言にもなってきましたので、この辺で一応各自の発言、もう一人、二人はいいと思えますけれども、再度会議によって決めて、穏便の中に済ませていただきたいと思えます。

以上です。

(何事か呼ぶ者あり)

委員(角田一民君) 再会議を開いていただくということであり、合併の協議会を。

議長(木暮治一君) それでは、今角田委員の方からきょうはいろいろの方からご意見が出ておりますけれども、きょうは結論を出さないで、もう一回会議を持ってもらいたいというご意見でございますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) それでは、そのように取り計らっていきたいと思えます。

それまでには穏便な意見が出ますように、結論がうまくいきますようにそれぞれの委員さんがお互いに謙譲の精神を持ってすばらしい新市の名前を決めていただくようお願いをいたします。

(何事か呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) それでは、事務局。

事務局長(吉原康之君) 先ほど来そういったお話が出ておりましたものですから、急遽日程を調整いたしましたら、いずれにしても12月5日、日曜日になりますが、14時から予定をさせていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。場所は、前にも協議会を開いていただきましたプリオパレスでないといけないということなので、そういったことでお願いできればよろしくお願いしたいと思います。

議長(木暮治一君) はい、どうぞ。

委員(戸所 隆君) 14時から何時までかによって、もし可能だったらばもうちょっと早くしていただけると……。

事務局長(吉原康之君) 私の方で今日程の関係でありますので申し上げますと、今のお話は1時ごろからお願いできないかと、こういうお話でありますのですが、その辺は1時ごろからということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局長(吉原康之君) じゃ、1時からということで会場をとっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長(木暮治一君) それでは、お諮りをいたします。

本日予定しておりますただいまの決定につきましては、12月5日午後1時からプリオパレスにおいて合併協議会を招集をさせていただきまして、そこでまた改めてご協議を行うということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日予定をしております協議事項につきましては後日に引き延ばすということで、終了いたします。

次に、次第の5、その他に入らせていただきます。

その他であります。今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

そ の 他

事務局長(吉原康之君) それでは、資料の19ページ、5のその他であります。今後のスケジュールであります。ただいまご決定いただきました協議会の第4回ということで、この整理では冒頭の1に書いてありますが、先ほど新しく計画に入れました12月5日が入りますものですから、そういったことでメモをお願い

したいと思います。

まず、12月5日につきましては日曜日ではありますが、13時から渋川のプリオパレスで新市の名称を議題に協議をしていただき、こういう予定でお願いしたいと思います。

それから、この資料でいきますと1になります。第4回とありますが、第5回の法定協議会を12月の12日、これも日曜日ではありますが、内容のところをござらんいただきたいと思いますが、報告、合併協定書(案)と議案、平成16年度補正予算についてご協議をお願いすることにしております。それから、2は合併協定調印式ということで、同じ日の第5回協議会終了後ではありますが、合併協定の調印式を行いたいというふうに考えております。それから、3の各市町村議会議案上程ということで、これまでの正副会長会議等の議論では12月13日月曜日から12月20日の月曜日の間に内容によります議案上程、から でありましたが、記載の議案について議決をお願いするようなことで整理をいたしております。それから、4の市町村の告示ということで、議決をいただきますと日程の記載のところにありますように議案議決後、内容でありますけども、各市町村による告示を から に関連してお願いをする、こういう予定であります。それから、最後の5ではありますが、県知事あて合併申請ということで、必要書類の調整をした後合併申請書類一式を県知事あて提出することになります。

以上でスケジュールの説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長(木暮治一君) 説明が終わりました。

何かご質問等ございましたらお願いいいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) それでは、ないようでございますので、そのほか皆さんの方から何かございましたらお願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようでありますので、以上をもちまして本日予定されました協議事項につきましては、市名に関する件を除いてすべて終了いたしました。

この第4回の今後予定されております12月5日におきましては、円満な解決ができますようお願い申し上げまして、議長の席をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉 会 (午後3時51分)

(会議録署名)

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年11月29日

議長

木暮 治 一

署名委員

野村 哲 男